

開札の立会いおよび傍聴の取扱いについて

(立会いの登録)

- 第1条 入札参加者のうち、開札に立会おうとする者は、開札時刻の10分前までに立会登録書により登録しなければなりません。
- 2 入札参加者が立会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会います。
- 3 入札執行者は、立会登録書の提出を受けた場合は、立会う者が入札参加者であることを確認します。この場合において、入札執行者は、立会う者が第4条に規定する者に該当する場合は、立会いを認めないことができます。
- 4 前項により立会いを認められた者（以下「立会人」という。）は、同時刻に執行する全ての開札に立会わなければなりません。

(傍聴の申込み)

- 第2条 開札を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、開札時刻までに傍聴申込書により申込まなければなりません。

(傍聴人の定員等)

- 第3条 傍聴人の定員は、開札日時ごとに5人とします。ただし、入札会場の都合等により、これを変更することがあります。
- 2 傍聴人は、申込みの先着順によって決定するものとし、前項の定員になり次第受付を締切るものとします。

(立会いおよび傍聴ができない者)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、開札の立会いおよび傍聴ができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を所持している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札執行を妨害するおそれがあると認められる者

(立会人および傍聴人の守るべき事項)

- 第5条 立会人および傍聴人（以下「立会人等」という。）は、入札会場においては、次の各号に掲げる事項を守らなければなりません。
- (1) 開札の結果等について、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、放歌、高笑い等をしないこと。
 - (3) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、入札会場の秩序を乱し、または開札の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 立会人等は、入札執行者およびその他職員の指示に従わなければなりません。

(写真等の撮影および録音の禁止)

- 第6条 立会人等は、入札会場において、写真等の撮影および録音をしてはいけません。ただし、あらかじめ入札執行者の許可を得た場合は、この限りではありません。

(違反に対する措置)

- 第7条 入札執行者は、この取扱いに違反する行為を行ったと認められる者がある場合は、当該行為を制止し、また、その指示に従わないときは、入札会場から退場させることができるものとします。